

浦安市子育てハンドブック協働発行业務概要書

1 規格

(1)判型・製本 A5版 タテ型 無線綴じ

(2)ページ数 行政情報 90ページ程度

※令和7年6月発行の「浦安市子育てハンドブック」をもとに、新規事業は加え、廃止事業は削除したもの。ただし、既存事業の掲載についても、見やすくする工夫を加え、適宜ページ構成を変更するものとする。見やすくする工夫があれば、提案すること

(3)紙質 本文：菊判 31.0kg 相当の印刷用紙（グリーン購入法における総合評価が80以上の再生紙またはリサイクル適正Aランクの印刷用紙）を使用。同等の厚みである用紙も可。

表紙：菊判 93.5kg 相当の印刷用紙を使用。同等の厚みの用紙も可

(4)刷り色 4色刷り（ユニバーサルデザインを基本とする）

2 発行部数

7,000部

3 発行時期

令和9年6月1日（予定）

注記：発行時期は、協定締結の事前協議などにより変更の可能性あり

4 事業者の業務内容

(1)企画・編集

浦安市が提供する行政情報（Adobe PDF等）のレイアウト・企画・編集

(2)印刷・製本

(3)データ納品

「浦安市子育てハンドブック」の納品時に、行政情報部分の電子データを記録した電子記録媒体を以下の通り作成し、市に納品する。

○ファイル形式：Adobe PDF および Adobe Illustrator

○文字情報のみを抽出したテキストファイル（Wordでも可）

(4)有料広告の募集・掲載

(5)配付および納品

広告掲載者への配付および納品については、発行後速やかに行うものとする。

○納品場所：浦安市猫実 1-1-1

○納入形態：冊子

5 広告の掲載

- 浦安市広告掲載に関する要綱および広告媒体への広告掲載基準を順守すること。
- 広告の掲載面や位置等は市と調整のうえ決定すること。なお、表紙には広告を入れな
いこととする。
- 行政情報と広告が明確に区別できるように掲載すること。
- 行政情報以外の問い合わせ先が広告掲載事業者となる旨を掲載すること。
- 広告掲載にあたっては広告内容及び掲載箇所についてより効果的なものとなるよう
工夫すること。

6 製作経費

事業者は、浦安市子育てハンドブックに広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は、事業者に帰属するものとする。浦安市子育てハンドブックの企画、編集、印刷・製本に係る費用は、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

7 編集方法

- (1)表紙や本文のデザイン・レイアウトについては、市と協議しながら決定すること。
- (2)市は、行政情報を Adobe PDF、テキストまたは Word で提供する。写真はデジタルデータ（JPG 形式など）を提供する。
- (3)写真・イラストの仕様は、ページ割り付けなどの作業の際に市と協議のうえ決定する。
- (4)校正は、文字校正および色校正とする。文字校正は 3 回以上、色校正は 1 回以上行う。
- (5)原稿の修正は市からの指示に従い行うこと。事業者が修正をする場合は、事前に市に確認すること。
- (6)第三者にその権利が帰属する写真・イラスト・デザイン等の著作物等は、事業者において適正に権利取得等を行うこと。

8 責任分担および問い合わせ等の対応

- (1)行政情報に関する責任は市が負い、問い合わせ等があれば市が対応することとする。
- (2)行政情報以外の掲載情報（広告内容など）や冊子の落丁・乱丁などに関する責任は事業者が負い、問い合わせ等があれば事業者が対応することとする。
- (3)事業者は、浦安市子育てハンドブックへの広告などの掲載により、第三者に損害を与えた場合は、事業者または広告主の責任および負担において解決しなければならない。

9 著作権の帰属

- (1) 市が提供する行政情報等は、すべて市に帰属するものとし、事業者は当該情報の他の媒体への転載、引用等を行う場合は、あらかじめ市の許可を得なければならない。
- (2) 事業者が浦安市子育てハンドブックの製作等のために作成・提供する情報及び広告は、事業者に帰属するものとし、市が当該情報等の他の媒体への転載、引用等を行う場合は、事業者の許可を得るものとする。地図については、市の施設・行政サービス内容に特化した地図情報以外は事業者に帰属するものとする。

10 市の協定解除権

市は、協働発行事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協定の全部または一部を解除することができる。なお、解除によって協働発行事業者に損害が発生した場合、市はその賠償の責めを負わない。

- (1) 協働発行事業者が、協定書および仕様書などに定める役割を履行しないとき、または履行の見込みがないと市が認めたとき。
- (2) 協働発行事業者またはその代理人その他使用人などが、市の原稿の修正の依頼に応じないとき、または偽りその他の不正の行為があると市が認めたとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定義する暴力団、または暴力団員が協働発行事業者の経営などに関与していることが発覚したとき。
- (4) その他協働発行事業者が協定に違反したと認められるとき。

11 その他

この業務概要書は当事業の提案をするにあたり、最低限必要な事項を掲載している。この事項を踏まえた上で最良の提案を行うこと。優先協定締結候補者決定後、プロポーザルでの提案を踏まえ、改めて協定上の仕様を決定する。